

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」  
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」  
合同会議(第17回)

○日時

令和4年10月28日(金) 10時00分～11時36分

○場所

オンライン開催

○出席委員(五十音順)

東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、東京大学大学院 石原委員、  
相山女学園大学 大串委員、東京大学大学院 加藤委員、  
横浜国立大学・放送大学 來生委員(小委員会委員長)、早稲田大学 清宮委員、  
外苑法律事務所 桑原委員、一般社団法人海洋産業研究・振興協会 中原委員、  
株式会社日本政策投資銀行 原田委員、一橋大学 山内委員(ワーキンググループ座長)

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 井上部長  
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長  
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課風力政策室 石井室長  
国土交通省大臣官房 遠藤技術参事官  
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 衛藤課長  
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 加賀谷室長

○議題

「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「長崎県西海市江島沖」の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る公募占用指針(案)について

## ○議事概要

### 【事業計画の迅速性評価の基準について】

#### 桑原委員

- ・ 資料1の26ページ目について、秋田港を有効活用すべきとの趣旨は理解しているが、事務局から示された迅速性の評価基準案においては、秋田港の早期の利用が可能な先事業者のみが迅速性で高い評価点を得ることができる。このため、能代港の利用が想定される先事業者以外の事業者に対して、早期の運転開始の努力を促す観点からも、2031年度以降も迅速性が評価されるよう、もう少し階段を引き延ばすほうが公平ではないか。
- ・ また、事務局から示された迅速性の評価基準案において、事業者側による能代港、秋田港以外の港湾の活用も念頭に置いているのであれば、他の港湾の利用の状況や利用可能期間、利用がバッチングした場合の調整ルールを国が適切に調整した上で公募を実施すべきではないか。今回の公募においてはやむを得ないが、次回以降の公募においては、基地港湾の利用について、国があらかじめ適切に調整を行うべき。

#### 原田委員

- ・ ラウンド1の選定事業者が能代港・秋田港を利用する期間について、本会議資料において明確に示されたことは評価できる。

#### 加藤委員

- ・ 資料1の26ページ目の階段の図について、基本的には賛成。ただ、「秋田県八峰町及び能代市沖」「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」における評価基準は5段階評価である一方で、「長崎県西海市江島沖」については4段階評価であることは妥当であるか。事務局としてどのような認識か。

#### 事務局

- ・ 事業者の創意工夫により、能代港に加えて他の港湾を一体的に利用することで、2029年4月から2031年4月までの期間の中で運転を開始し、迅速性評価点を獲得することも想定される。ただし、その場合、どの港湾が一体的に利用されるか現時点で想定ができない。他の港湾の利用の状況や利用可能期間、利用がバッチングした場合の調整ルールをどうすべきかというご指摘については、今後の課題として次のラウンド以降に考えていきたい。
- ・ 資料1の26ページ目で示される階段の幅について、ペナルティの設定の考え方を踏まえ、基本的に海域間で差をつけることとしない。「秋田県八峰町及び能代市沖」「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」と「長崎県西海市江島沖」では運転開始時期が異なるので、段数に差が生じる。

### 【O&M港について】

#### 清宮委員

- ・ O&M港については今後、いずれかの資料に明示されるのか。また、選定事業者が利用中のO&M港について、選定事業者以外の事業者が利用できる可能性はあるのか。

#### 原田委員

- ・ ラウンド1の選定事業者が建設に利用するO&M港についても、一部を共用できる可能性があるか明らかになると良いのではないか。

#### **飯田委員**

- ・ O&M港について、迅速性の評価基準を検討する中で考慮しているのか、説明の中で触れて欲しい。

#### **事務局**

- ・ 日常的な維持管理を想定している港についての記載は、公募占用指針において記載しない。洋上風力発電設備の大規模な修繕を行う場合は、公募占用指針に記載の基地港湾を利用していただく。

### **【撤去に関する事項について】**

#### **清宮委員**

- ・ ラウンド2の公募に参加する事業者に対しては、部材の撤去費用を含めた積算が入札時に必要ではないか。また、ケーブル、洗掘防止工、捨石などについて、それらを撤去する必要があるのか。

#### **原田委員**

- ・ 資料1の21ページ目の2ポツ目、公募段階における撤去費用の算定方法を、海洋における施工費の70%とすることについて、この水準の妥当性ということではなく、前回から変更するだけの事例やエビデンスが特に無いことから、積極的に変更する理由がないことから、原案どおりで良いと考えられる。また、将来的な技術開発による撤去費用の見直しの記載について、積み立て保証金の軽減にも将来的につながることから、その変更の余地を残す点について賛同。

#### **飯田委員**

- ・ 撤去にかかる費用を積み立てた計画を公募占用指針に記載するのか。

#### **事務局**

- ・ 撤去については、公募占用指針の中で詳細を整理していく。基本的には海洋汚染防止法など関係法令を踏まえ、適切な撤去計画を事業者において検討いただく。
- ・ 公募占用計画については、資料1の21ページ目の2ポツ目「公募段階における撤去費用について、一律に、国際的な認証機関である DNV GL が着床式洋上風力の撤去費用として試算した海洋における施工費の70%とする」との整合性、および当該計画が撤去費用を適切に積み立てた計画になっているかを踏まえ、審査を行っていく。

### **【能代港・秋田港の利用重複時における事業者選定の方法について】**

#### **桑原委員**

- ・ 資料1の48ページ目について、案βを採用した場合、事業者が、港湾の利用方法や利用時期に応じた複数のパターンの公募占用計画を提出することを認めることは可能か。というのも、再提出の可能性が認められるのは1者のみであるため、あらかじめ複数案の公募占用計画を出すことを事業者が希望する可能性がある。事前に複数案の提出を認めるのか否か、ルール明確化が必要ではないか。

- ・ 案βにおいて再提出の可能性が生じるのは、秋田港の早期利用を前提とする公募参加者が双方の区域で評価トップとなった場合か、能代港の利用を前提とする公募参加者が双方の区域で評価トップとなった場合と理解。このため、利用港湾に重複が生じない可能性も相応にあることから、案βで公募した上で、トップ当選のみに再チャンスを与えるという提案について、若干時間はかかるものの、この状況下では1つの整理の仕方として案βはやむを得ないと思われる。いずれにしても、複雑で、最終的な納得感というところで疑問が残るようなルール設定にするのは、今回限りとしていただきたい。

#### **原田委員**

- ・ 前回の合同会議の際に、案βについて、迅速性の議論の方向性に矛盾するのではないかと指摘させていただいていた。だが、案βにおいて、再提出が生じない場合にはその段階において事業者へ通知を行うこと、かつ再提出が生じる場合においては評価点1位の公募参加者に限り再提出を求めることにより公募参加者の負担を最小限にすることを思料し、案βに賛同。
- ・ 資料1の48ページ目について、案βを採用した場合、促進地域Bにおいて再入札が生じた際、当該区域の入札結果は再入札が終了するまで一切公表しないという理解で良いか。促進地域Bの結果を再入札の〆切り前に公表した場合、再提出を求められる事業者には有利に働く可能性があるため、念のため公表のタイミングを確認させていただきたい。

#### **飯田委員**

- ・ 案βを採用した場合、再評価、再提出を行う適切な期間について、あらかじめ事業者へヒアリングを行うべきではないか。また、案βの場合、促進地域A、Bにおける選定結果の公表は同時に行われるのか。

#### **石原委員**

- ・ 資料1の48ページ目について、公募参加者の負担、事業者選定の公平性、透明性の観点から案βを支持。案βにおいて、公募占用計画の再提出が生じる場合、評価点が1位の事業者へ限り計画の再提出が認められる点について、良く考えられた案と考え、賛成。
- ・ 資料1の48ページ目について、案βにおいて公募占用計画の再提出が生じた場合、再提出を求められた事業者が再提出を行う意志を持たない際は、元々b港を利用する前提で促進区域Bの公募に参加していた事業者の中で最も評価点が高かった公募参加者①を選定するということで相違ないか。

#### **加藤委員**

- ・ 資料1の48ページ目について、案βにおいて公募占用計画の再提出が生じた場合、促進区域Bにおいて、公募参加者③の再評価時における評価点と公募参加者①の評価点を直接比較するという理解で良いか。その場合、前者の計画と後者の計画は提出時期が3～4カ月異なるため、仮にその3～4カ月に非常に大きな社会経済状況等の変化が起こった際、当該計画を直接比較しても良いのか。

#### **事務局**

- ・ 資料1の48ページ目について、案βを採用した場合、事業者へ事前に複数案の提出は認めない。基本的には1つの計画を提出いただく。また、今回お示した事業者選定ルールについては、複雑といった御意見を踏まえ、今後このような状況にならないよう、努力していく。
- ・ 資料1の48ページ目について、案βを採用した場合、促進地域Bにおいて再提出の必要性が生じた際、促進地域Bの結果は再評価が終了するまでは一切公表しない。また、落札制限が生じる場合はその整理も行った上で、最終的に選定結果を公表させていただくこととした。

- ・ 資料1の48ページ目について、案βにおいて公募占用計画の再提出が生じた場合、再提出を求められた事業者が再提出を行う意志を持たない際は、元々b港を利用する前提で促進区域Bの公募に参加していた事業者の中で最も評価点が高かった公募参加者①を選定する。
- ・ 資料1の48ページ目について、案βにおいて公募占用計画の再提出が生じた場合、再提出期間中に非常に大きな社会経済状況等の変化が起きた際については、その状況変化の内容次第により評価方法を検討したい。基本的には、再評価に係る内容に関係する事項に限り、3位の公募参加者①の公募占用計画について、当該記載内容の変更を認めることとなるが、甚大な状況変化があった場合に関しては、その段階で適切に判断を行う。

## 【各評価項目の考え方について】

### 飯田委員

- ・ 資料1の36ページ目、電力安定供給の記載の中で、電気事業法について触れられていないが、当該法律については34ページの「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」の中で読めるということか。

### 事務局

- ・ 資料1の34ページの「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」において、電気事業法の技術基準に係る概念は含まれている。

## 【促進区域と一体的に利用される港湾について】

### 加藤委員

- ・ 資料1の14ページ目、新潟県村上市及び胎内市沖について、利用施設についてはまだ調整中とのことだが、当該区域においては、促進区域と一体的に利用される港湾が1つなのか、それとも能代港・秋田港の例のように2つなのか。

### 事務局

- ・ 資料1の14ページ目、新潟県村上市及び胎内市沖について、促進区域と一体的に利用される港湾は基本的には1港を想定。ただ、現在調整中のため、公募開始時、公募占用指針に記載させていただく。

## 【迅速性のペナルティについて】

### 大串委員

- ・ 公募占用計画を評価する際、部材の不足等による運転開始の遅延がないか厳しくチェックを行うと思慮する。昨今再エネ、特に洋上風力に対して非常に需要が高まっている関係で、例えば部材の不足等により公募占用計画に記載の発電量に達しないものの、運転を遅延無く開始する考え方もあるのではないかと。その際、公募占用計画に記載の発電量の何割以上の発電量をもって運転開始とみなすのか。保証金の没収等に関係する事項であるため、明確化していただきたい。

## **桑原委員**

- ・ 資料1の 56 ページ目について、当事者のコントロールにより回避可能な範囲外の事象が生じた場合に保証金の没収を免除する点について、事業者に対し必要以上の萎縮効果を与えないという観点で賛成。
- ・ 資料1の 56 ページ目に記載されるルールについて、包括的な文言となるのはやむを得ない。ただ、将来的に当該ルールを適用する際のトラブルを減らすため、可能な限り、具体的な考え方を明記すべき。例えば3ポツ目の「当事者のコントロール、また回避可能な範囲外の事象」については、入札時の事業計画等に記載されたリスクの特定や未然防止策、リスク顕在化時の対応を行ったにも拘わらず、なおコントロールできない事象により運転開始が遅延したという意味であるといった点を明確に示すべきではないか。

## **原田委員**

- ・ 資料1の 53 ページ目の3ポツ目「ペナルティに関しては、公募参加者資格の停止は求めないこととし」の記載について、賛成。
- ・ 資料1の 56 ページ目で示される保証金没収事由の記載ぶりについて、英国の事例を参考にした結果、包括的な文言となっていると理解。当該記載ぶりについては、起こり得る事象全てを網羅することは不可能であることから、やむを得ないと思料。ただし、英国の事例では、個別の案件について事業者がきめ細かく当局に相談、交渉できる場の確保が前提とされており、その観点から、政府側も当該記載ぶりについて、状況に応じて臨機応変かつ適切に対応することが求められる。

## **飯田委員**

- ・ 資料1の 28 ページ目に基づき、事業者は公募占用計画に緊急事態の自然災害等々を記載すると思料するが、当該記載における災害は 57 ページ目「法第 23 条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等」で示される災害と被らないという認識で良いか。

## **清宮委員**

- ・ 資料1の 56 ページ目で示される保証金没収事由の記載ぶりについて、なぜ英国の事例を参考にするのか。また、当該記載ぶりについて、最終的に判断を下すのは経産省と国交省のみか、または有識者の意見も聞くのか。

## **中原委員**

- ・ 迅速性のペナルティに係る記載について、全体的に前回の資料に比べ、簡潔にまとめられていると思料。
- ・ 資料1の 56 ページ目の3ポツ目で示される「その他当事者のコントロール、また回避可能な範囲外の事象」とは具体的に何を指し示すのか。また、同ポツ「該当する具体的な事象に関しては、個別事例毎に確認判断」において、確認・判断がなされた際は当該事象について公表されるという理解で良いか。

## **石原委員**

- ・ 資料1の 58 ページ目について、新型コロナウイルスの影響で工事の完工時期が予定より遅延した例が実際に台湾で存在するが、それはペナルティの免除事由の「⑥その他」に該当するということか。

## **事務局**

- ・ 資料1の 28 ページ目のリスクシナリオで示される緊急事態の自然災害等々と、57 ページ目「法第 23 条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等」で示される災害は全くの別物。前者は、事業者がリスクシナリオに基づいて想定する自然災害であり、後者は法定に基づく激甚災害である。
- ・ 公募占用指針の中で、緊急事態の対応、部品調達に係るリスクなどの評価項目についてリスクシナリオをお示しし、事業者はそれらへの対応策を公募占用計画に記載いただくこととなる。記載事項として、例えば、調達先が被災をし、部品が調達できない場合など検討していただくこととなるが、その想定を超えるような事態になった場合、ペナルティの免除対象とすることが考えられる。ただ、いずれにしろ、運転開始遅延に対する免除事由については、個別に判断していく。
- ・ 公募占用計画に記載の発電量の何割以上の発電量をもって運転開始とみなすのかについては、事業者が商用運転と判断しているかどうかによる。
- ・ 資料1の 56 ページ目で示される保証金没収事由について、最終的な判断の下し方含め、当該制度を運用する中で具体的な方策を検討していきたい。

### 【公募への参加を認めない期間について】

#### 原田委員

- ・ 公募の参加を認めない期間の考え方について、公募占用指針における遵守事項の違反が確認された場合は公募への参加停止を最低 1 回義務づける案に賛成。

#### 石原委員

- ・ 公募の参加を認めない期間の考え方について、公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合、当該期間が終了してから最初の公募に参加できない条件を付与する案に賛成。

### 【その他】

#### 石原委員

- ・ 資料1の 3 ページ目に記載の〈促進区域、有望な区域等の指定・整理状況〉について、ラウンド 2 における公募対象区域の系統合計が約 180 万 kW と記載されている。当該数値については、新潟県村上市・胎内市沖において 2 つ示されている系統数値のうち、大きい方の数値を採用した際の計算結果と思慮するが、その理由はなぜか。また、このように系統が 2 つ示されているのはなぜか。

#### 事務局

- ・ 資料1の 3 ページ目に記載の〈促進区域、有望な区域等の指定・整理状況〉について、新潟県村上市・胎内市沖については、35 万 kW と 70 万 kW の 2 系統が確保されている。ただ、どちらの系統を使用するかについては、選定事業者次第である。また、当該区域には、岩船沖油ガス田のプラットフォームが含まれており、当該プラットフォームへのヘリコプターによる輸送ルートおよび当該プラットフォームを将来撤去する際に必要となる離隔距離を考慮した上で設備容量が決定されるものとする。

## 【議論全体を通した座長・委員長コメント】

### 來生委員長

- ・ 合同会議における議論の先延ばしができない状況において、これまでの合同会議における各委員のご指摘を踏まえ、迅速性評価の基準、能代港・秋田港の利用重複時における事業者選定の方法、迅速性のペナルティについて、事務局には大変バランスよくまとめていただいたように感じる。全体として妥当な線に落ち着いたのではないかと。

### 山内座長

- ・ 促進区域と一体的に利用できる港湾についてはそれぞれ、「秋田県八峰町および能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」が能代港と秋田港、「長崎県西海市江島沖」が北九州港、「新潟県村上市および胎内市沖」に関しては公募占用指針の公示時に記載。また、事業者が自ら促進区域と一体的に利用を希望する港がある場合は、その港の活用を認めるものと理解。
- ・ 撤去に関する項目については、基本的にラウンド1と同様に定めると理解。
- ・ 迅速性評価の基準については、一体的に利用可能な港湾の利用可能期間等を踏まえ、段階的な評価基準を設定すると理解。
- ・ 基地港湾の利用重複時の選定方法については、基本的には案βで進めると理解。落札制限についても事務局の提案通りで進めると理解。
- ・ 保証金の没収事由、公募参加資格停止期間の設定等については、引き続き調達価格等算定委員会の方で御議論いただく形となる。
- ・ 公募占用指針について、都道府県知事と学識経験者への意見聴取が必要となるが、学識経験者については、私(山内座長)と來生委員長で対応させていただきたい。

以上